

『当研究会提出「化学農薬が検出された水道水長期飲用による健康影響の懸念」に関する緊急提案への市長回答に対する宮古島地下水研究会の見解』（宮古島地下水研究会 2022年7月18日）に対する**回答書**

2023年2月末日
宮古島市

貴会提出の『当研究会提出「化学農薬が検出された水道水長期飲用による健康影響の懸念」に関する緊急提案への市長回答に対する宮古島地下水研究会の見解』に記載されている各提案に対する回答を以下に示します。

【緊急提案への市長回答に対する見解への回答】

提案1への市長回答に対する見解への回答：

添付資料1の宮古島市水道部報告資料をご参照願います。

提案2への市長回答に対する見解への回答：

「宮古島市地下水モニタリング追加調査業務(農薬)」で、市内9箇所の環境水(地下水及び湧水)を対象に、ネオニコチノイド系及びフェニルピラゾール系農薬の現況を把握するため、調査を実施しました(調査結果は添付資料2を参照)。この業務の調査地点は、貴会提出の「宮古島市に於ける地下水、農業用水そして水道水のネオニコチノイド系及びフェニルピラゾール系農薬による汚染の実態と健康影響への懸念」(宮古島地下水研究会 2022年7月18日)の3ページに記載されている調査地点と同様です。なお、現況把握のため、調査回数は1回としています。

いずれの地点も調査結果は、農薬取締法に基づく「水質汚濁に係る農薬登録基準(基準値)(最終改正 令和4年11月24日)」及び「水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(基準値)(最終改正 令和4年11月24日)」未満でした。本調査で検出された農薬項目のうち、フィプロニルは「宮古島市地下水モニタリング調査業務」で分析する農薬項目の対象として既に含まれておりますので、引き続き、分析を続け、モニタリングを継続します。分析する農薬項目の対象として含まれていないその他の種類については、学術部会へ意見を求め、追加するか否かについて検討していきます。

提案3への市長回答に対する見解への回答：

「宮古島市地下水モニタリング追加調査業務(農薬)」では、いずれの調査地点の検査値も、農薬取締法に基づく「水質汚濁に係る農薬登録基準(基準値)(最終改正 令和4年11月24日)」及び「水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(基準値)(最終改正 令和4年11月24日)」を大きく下回りました。したがって、尿中農薬濃度測定の緊急性はないと判断します。

情報共有

水道水から農薬類が検出された事による市水道部の対応

令和 4 年 11 月 1 日

宮古島市水道部

去った 6 月 29 日に地元紙で掲載された記事の内容によりますと、宮古島市地下水研究会は、昨年 11 月に採取した地下水、水道水、市民の尿からそれぞれ微量ながらも複数農薬成分が検出されたと公表しました。

この農薬成分は、人間の脳や神経の発達に悪影響を及ぼす恐れがあるとされておりますが、同研究会が公表した水道水から検出された農薬成分の測定値は、本市が参考としている目標値を大きく下回り、直ちに人体に悪影響を及ぼすものではないと考えております。

しかしながら、市民のご心配や不安の払拭と水道水の安全性の確認のため、市として環境衛生局と水道部で地下水及び水道水について農薬成分の追加検査を行い、その結果を今年度内に公表する事としております。

水道部では、すでに水道水 2 カ所、水源地 4 カ所における検査結果を得ており、そのいずれにおいても検出された農薬成分は目標値を大きく下回る結果でした。

※本市が参考としている目標値について

同研究会は、ネオニコチネイド系の農薬は水道法の農薬類水質管理目標設定値は定まっていないとしておりますが、厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長より、令和 4 年 3 月 31 日(最終改正)付、「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」において、水道水質管理計画を速やかに策定するよう通知があり、その中において、「別表 5 要検討農薬類」、「別表 6 その他農薬類」の中において、今回、水道水から検出された農薬類の目標値も記されております。

「水道水・地下水でのネオニコチノイド系およびフェニルピラゾール系農薬濃度モニタリング調査に関する要望書」（宮古島地下水研究会 2022年9月26日）

に対する**回答書**

2023年2月末日

宮古島市

貴会提出の「水道水・地下水でのネオニコチノイド系およびフェニルピラゾール系農薬濃度モニタリング調査に関する要望書」に記載されている各要望に対する回答を以下に示します。

【要望書への回答】

「1. ネオニコチノイド系農薬は水道法の農薬類水質管理目標値設定項目に入っていない為、現在目標値は定まっています。市民の安全・安心確保の為には、科学的根拠に基づいた目標値(基準値)の設定が必要です。学術部会から国へ、科学的根拠に基づいたネオニコチノイド系農薬の水道水質管理目標値(基準値)の設定の要望書提出をお願いしたい。」について：

添付資料1の宮古島市水道部報告資料をご参照願います。

「2. 予防原則に基づき、農薬による地下水及び水道水汚染の子供たちへの健康被害を早期に発見し、対策を講じるためには、農薬濃度の高感度測定機器による測定が必要です。」について：

一般財団法人沖縄県環境科学センターが作成した、『「水道水・地下水でのネオニコチノイド系およびフェニルピラゾール系農薬濃度モニタリング調査に関する要望書」(宮水研8号 2022年9月26日 宮古島地下水研究会 共同代表 前里和洋 新城竜一 友利直樹) 2. 予防原則に基づき、農薬による地下水及び水道水汚染の子供たちへの健康影響を早期に発見し、対策を講じるためには、農薬濃度の高感度測定機器による測定が必要です。』に対する**回答書**の<測定機器について>に示しているとおり、実際には貴会が委託した分析機関の分析機器と同等の機器を使用し分析しています。

「3. ネオニコチノイド系農薬等の地下水濃度のピークを、年間モニタリングにより捉える事は、安全性確認の必須事項です。地下水モニタリング調査対象となる農薬の種類に即した見直しも必要です。」について：

「宮古島市地下水モニタリング追加調査業務(農薬)」で、市内9箇所の環境水(地下水及び湧水)を対象に、ネオニコチノイド系及びフェニルピラゾール系農薬の現況を把握するため、調査を実施しました(調査結果は添付資料2を参照)。この業務の調査地点は、貴会提出の「宮古島市に於ける地下水、農業用水そして水道水のネオニコチノイド系及びフェニルピラゾール系農薬による汚染の実態と健康影響への懸念」(宮古島地下水研究会 2022年7月18日)の3ページに記載されている調査地点と同様です。なお、現況把握のため、調査回数は1回としています。

いずれの地点も調査結果は、農薬取締法に基づく「水質汚濁に係る農薬登録基準(基準値)(最終改正 令和4年11月24日)」及び「水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基

情報共有

水道水から農薬類が検出された事による市水道部の対応

令和4年11月1日

宮古島市水道部

去った6月29日に地元紙で掲載された記事の内容によりますと、宮古島市地下水研究会は、昨年11月に採取した地下水、水道水、市民の尿からそれぞれ微量ながらも複数農薬成分が検出されたと公表しました。

この農薬成分は、人間の脳や神経の発達に悪影響を及ぼす恐れがあるとされておりますが、同研究会が公表した水道水から検出された農薬成分の測定値は、本市が参考としている目標値を大きく下回り、直ちに人体に悪影響を及ぼすものではないと考えております。

しかしながら、市民のご心配や不安の払拭と水道水の安全性の確認のため、市として環境衛生局と水道部で地下水及び水道水について農薬成分の追加検査を行い、その結果を今年度内に公表する事としております。

水道部では、すでに水道水2カ所、水源地4カ所における検査結果を得ており、そのいずれにおいても検出された農薬成分は目標値を大きく下回る結果でした。

※本市が参考としている目標値について

同研究会は、ネオニコチネイド系の農薬は水道法の農薬類水質管理目標設定値は定まっていないとしておりますが、厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長より、令和4年3月31日(最終改正)付、「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」において、水道水質管理計画を速やかに策定するよう通知があり、その中において、「別表5 要検討農薬類」、「別表6 その他農薬類」の中において、今回、水道水から検出された農薬類の目標値も記されております。

